

(第2回) 契約変更の内容

契約年月日	令和8年3月11日
契約業者名	いであ株式会社 名古屋支店
契約業者の住所	愛知県名古屋市港区入船1-7-15
業務の名称	令和7年度 伊勢湾環境モニタリング調査及び観測機器点検・保守業務
履行期間 (自)	令和7年4月1日
履行期間 (至)	令和8年3月31日
場 所	名古屋港湾空港技術調査事務所
種 別	測量・調査
概 要 (変更した内容について)	別紙1の通り
変更前の契約金額	¥54,140,322
変更金額	¥2,509,678
変更後の契約金額	¥56,650,000
変更理由	別紙2のとおり

別紙 1

業務名称	業務内容	単位	数量			摘要
			当初	変更	増▲減	
伊勢湾環境モニタリング調査及び観測機器点検・保守業務計画準備		式	原契約のとおり			
伊勢湾環境モニタリング調査		回	原契約のとおり			別表1
水質調査Ⅰ		回	原契約のとおり			別表2
水質調査Ⅱ		回	原契約のとおり			別表3～別表5
底質・底質間隙水・生物調査		回	原契約のとおり			別表2～別表5
分析試験		式	原契約のとおり			
点検保守						
観測機器点検・保守						
	湾奥部通常点検	回	原契約のとおり			
	湾奥部総点検	回	原契約のとおり			
	湾奥部臨時点検	回	0	1	1	潜水作業無し
	湾奥部通常点検	回	原契約のとおり			
	湾奥部総点検	回	原契約のとおり			
	湾奥部観測機器部品交換	式	0	1	1	自動昇降観測機器関連部品
	湾奥部観測機器不具合調査	式	0	1	1	日射計
	湾口部通常点検	回	原契約のとおり			
	湾口部総点検	回	原契約のとおり			
	湾口部観測機器部品交換	式	0	1	1	水質ケーブル
	湾口部観測機器修理	式	0	1	1	風向風速計
	湾西部通常点検	回	原契約のとおり			
	湾西部総点検	回	原契約のとおり			
	湾西部観測機器部品交換	式	0	1	1	自動昇降用ケーブル
	中山水道通常点検	回	原契約のとおり			
	中山水道総点検	回	原契約のとおり			
	中山水道機器交換	回	原契約のとおり			流向流速計(架台含む)、 通信制御装置交換
	中山水道観測機器部品交換	式	0	1	1	風向風速計
	中山水道観測機器不具合調査	式	0	1	1	風向風速計、気象用通信制御装置
観測機器メンテナンス						
	湾奥部水質センサー	回	原契約のとおり			
	湾奥部水質センサー	回	原契約のとおり			
	湾西部水質センサー	回	原契約のとおり			
	湾口部水質センサー	回	原契約のとおり			
	中山水道水質センサー	回	原契約のとおり			
観測機器検定						
	湾奥部水質センサー	回	原契約のとおり			
	湾西部水質センサー	回	原契約のとおり			
	湾口部水質センサー	回	原契約のとおり			
	中山水道水質センサー	回	原契約のとおり			
灯標点検・保守						
	湾奥部通常点検	回	原契約のとおり			
	湾奥部総点検	回	原契約のとおり			
	湾西部通常点検	回	11	10	▲ 1	マキング装置のケーブル浸水確認含む
	湾西部総点検	回	原契約のとおり			
	湾西部臨時点検	回	0	4	4	潜水作業無し
	湾西部機器交換	回	0	1	1	灯火監視装置
	湾西部通常点検及び機器更新	回	0	1	1	灯火監視装置
	予備灯標及び予備品点検	回	原契約のとおり			
	湾奥部傾斜監視	式	原契約のとおり			
協議・報告						
協議・報告		回	原契約のとおり			事前協議1回・最終報告1回
成果物						
	業務完成図書作成	式	原契約のとおり			
	公開用成果物作成	式	原契約のとおり			

## 変更理由書

案件名： 令和7年度伊勢湾環境モニタリング調査及び観測機器点検・保守業務

受注者： いであ(株)名古屋支店

本業務は、令和7年4月1日付でいであ(株)名古屋支店と契約し鋭意履行中であるが、以下の理由により変更を行うものである。

1. 湾央部及び中山水道の観測機器不具合に対応するため、部品等の交換を追加する。  
(適用条文:業務契約書第19条)
2. 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応について追加する。  
(適用条文:業務契約書第19条)
3. 湾西部の水質データ欠測のため、水質計ケーブルの交換を追加する。  
(適用条文:業務契約書第19条)
4. 灯火監視システムから湾西部灯標のマーキング装置が作動したとの警報が届いたため、臨時点検を追加する。  
(適用条文:業務契約書第19条、特記仕様書7-4(6)7))
5. 湾口部の風向風速計が故障したため、修理(気象庁検定含む)を追加する。  
(適用条文:業務契約書第19条)
6. 中山水道の風向風速データに異常が見受けられたため、風向風速計と通信制御装置の不具合調査を追加する。  
(適用条文:業務契約書第19条)
7. 湾口部中層の水質計ケーブルに異常(保護管の割れ、絶縁被膜層の損傷)が確認されたため、ケーブル交換を追加する。  
(適用条文:業務契約書第19条)
8. 湾口部水温塩分計に不具合が生じ、急遽検定を行う必要が生じたため、機器メンテナンス及び検定の順序を変更する。  
(適用条文:業務契約書第19条)
9. 湾央部の日射量データに異常が見受けられたため、日射計の不具合調査を追加する。  
(適用条文:業務契約書第19条)
10. 令和7年9月に実施する湾央部灯標点検において、マーキング装置ケーブルコネクタ部の浸水確認を追加する。  
(適用条文:業務契約書第19条)
11. 灯火監視システムの異常(湾西部灯標の灯火監視が不可能な状態)が確認されたため、湾西部灯標臨時点検を追加する。  
(適用条文:業務契約書第19条、特記仕様書7-4(6)7))
12. 湾西部灯標の灯火監視装置不具合のため、予備品への交換作業を追加する。  
(適用条文:業務契約書第19条、特記仕様書7-4(6)7))
13. 湾奥部の水質データ欠測のため、臨時点検(潜水作業無し)を追加する。  
(適用条文:業務契約書第19条、特記仕様書7-4(6)7))
14. 令和8年3月に実施する湾西部灯標点検において、灯火監視装置の更新作業を追加する。  
(適用条文:業務契約書第19条)